

参考資料No. 1 – 2 「働き方改革を推進するための関係法律の整備 に関する法律」新旧対照条文から一部抜粋

○ ○

目次

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第十二条	（略）	（略）
（契約期間等）	（契約期間等）	（契約期間等）
第十四条 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、三年（次の各号のいづれかに該当する労働契約にあつては、五年）を超える期間について締結してはならない。	第十四条 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、三年（次の各号のいづれかに該当する労働契約にあつては、五年）を超える期間について締結してはならない。	第十四条 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、三年（次の各号のいづれかに該当する労働契約にあつては、五年）を超える期間について締結してはならない。
一 専門的な知識、技術又は経験（以下この号及び第四十一条の二第一項第一号において「専門的知識等」という。）であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約	一 専門的な知識、技術又は経験（以下この号において「専門的知識等」という。）であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約	一 専門的な知識、技術又は経験（以下この号において「専門的知識等」という。）であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約
二 （略）	二 （略）	二 （略）
②・③ （略）	②・③ （略）	②・③ （略）
第三十二条の二・第三十二条の三 （略）	第三十二条の二・第三十二条の三 （略）	第三十二条の二・第三十二条の三 （略）
第三十六条 （略）	第三十六条 （新設）	第三十六条 （略）
第三十八条の四・第三十九条 （略）	第三十八条の四・第三十九条 （略）	第三十八条の四・第三十九条 （略）
（労働時間等に関する規定の適用除外）	（労働時間等に関する規定の適用除外）	（労働時間等に関する規定の適用除外）
第四十一条 （略）	第四十一条 （略）	第四十一条 （略）
（新設）		
第四十一条の二 賃金、労働時間その他の当該事業場における労働		

条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された事業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者（以下この項において「対象労働者」という。）であつて書面その他の厚生労働省令で定める方法によりその同意を得たものを当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、この章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない。ただし、第三号から第五号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていな場合には、この限りでない。

一 高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務（以下この項において「対象業務」という。）

二 この項の規定により労働する期間において次のいずれにも該当する労働者であつて、対象業務に就かせようとするものの範囲

イ 使用者との間の書面その他の厚生労働省令で定める方法による合意に基づき職務が明確に定められていること。

ロ 労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。）の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上であること。

三 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間（この項の委員会が厚生労働

省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間）と事業場外において労働した時間との合計の時間（第五号ロ及びニ並びに第六号において「健康管理時間」という。）を把握する措置（厚生労働省令で定める方法に限る。）を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

四　対象業務に従事する対象労働者に対し、一年間を通じ百四日以上、かつ、四週間を通じ四日以上の休日を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が与えること。

五　対象業務に従事する対象労働者に対し、次のいずれかに該当する措置を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるとところにより使用者が講ずること。

イ　労働者ごとに始業から二十四時間を経過するまでに厚生労働省令で定める時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、第三十七条第四項に規定する時刻の間ににおいて労働させる回数を一箇月について厚生労働省令で定める回数以内とすること。

ロ　健康管理時間を一箇月又は三箇月についてそれぞれ厚生労働省令で定める時間を超えない範囲内とすること。

ハ　一年に一回以上の継続した二週間（労働者が請求した場合においては、一年に二回以上の継続した一週間）（使用者が当該期間において、第三十九条の規定による有給休暇を与えたときは、当該有給休暇を与えた日を除く。）について、休日を与えること。

二　健康管理時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に健康診断（厚生労働省令で定める項目を含むものに限る。）を実施すること。

六　対象業務に従事する対象労働者の健康管理時間の状況に応じた当該対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置であつて、当該対象労働者に対する有給休暇（第三十九条の規定によ

る有給休暇を除く。)の付与、健康診断の実施その他の厚生労働省令で定める措置のうち当該決議で定めるものを使用者が講ずること。

七|対象労働者のこの項の規定による同意の撤回に関する手続八|対象業務に従事する対象労働者からの苦情の処理に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

九|使用者は、この項の規定による同意をしなかつた対象労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

十|前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

②|前項の規定による届出をした使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項第四号から第六号までに規定する措置の実施

状況を行政官庁に報告しなければならない。

③|第三十八条の四第二項、第三項及び第五項の規定は、第一項の委員会について準用する。

④|第一項の決議をする委員は、当該決議の内容が前項において準用する第三十八条の四第三項の指針に適合したものとなるようにしなければならない。

⑤|行政官庁は、第三項において準用する第三十八条の四第三項の指針に関し、第一項の決議をする委員に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(労働時間及び休日)

第六十条 第三十二条の二から第三十二条の五まで、第三十六条及び第四十条及び第四十一条の二の規定は、満十八才に満たない者については、これを適用しない。

②・③ (略)

(法令等の周知義務)

第一百六条 使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第十八条第二項、第二十四条第一項ただし書、第三十二条の二第一項、第三十二条の三第一項、第三十二条の四第一項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、

(労働時間及び休日)

第六十条 第三十二条の二から第三十二条の五まで、第三十六条及び第四十条の規定は、満十八才に満たない者については、これを適用しない。

②・③ (略)

(法令等の周知義務)

第一百六条 使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第十八条第二項、第二十四条第一項ただし書、第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、

一項、第三十七条第三項、第三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第四項、第六項及び第九項ただし書に規定する協定並びに第三十八条の四第一項及び同条第五項（第十四条の二第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条の二第一項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によつて、労働者に周知させなければならない。

②（略）

第一百十四条（略）

第一百十九条・第一百二十条（略）

第一百三十八条 削除

第一百三十九条（第一百四十二条）（略）

（新設）

②（略）

第一百十四条（略）

第一百十九条・第一百二十条（略）

第一百三十八条（略）

第三十七条第三項、第三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書に規定する協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によつて、労働者に周知させなければならない。

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行	
目次	第一章～第十章（略）	第一章 総則（第一条～第五条） 第二章 労働災害防止計画（第六条～第九条） 第三章 安全衛生管理体制（第十条～第十九条の三） 第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置（第二十条～第三十六条） 第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第一節 機械等に関する規制（第三十七条～第五十四条の六） 第二節 危険物及び有害物に関する規制（第五十五条～第五十一条） 第六章 労働者の就業に当たつての措置（第五十九条～第六十三条） 第七章 健康の保持増進のための措置（第六十四条～第七十一条の二～第七十一条の四） 第八章 免許等（第七十二条～第七十七条） 第九章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等 第一節 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第七十一条～第七十一条の八） 第二節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント 第十章 監督等（第八十八条～第一百条） 第十一章 雑則（第一百一条～第一百十五条） 第十二章 罰則（第一百十五条の二～第一百二十三条）	第一章 総則（第一条～第五条） 第二章 労働災害防止計画（第六条～第九条） 第三章 安全衛生管理体制（第十条～第十九条の三） 第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置（第二十条～第三十六条） 第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第一節 機械等に関する規制（第三十七条～第五十四条の六） 第二節 危険物及び有害物に関する規制（第五十五条～第五十一条） 第六章 労働者の就業に当たつての措置（第五十九条～第六十三条） 第七章 健康の保持増進のための措置（第六十四条～第七十一条の二～第七十一条の四） 第八章 免許等（第七十二条～第七十七条） 第九章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等 第一節 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第七十一条～第七十一条の八） 第二節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント 第十章 監督等（第八十八条～第一百条） 第十一章 雑則（第一百一条～第一百十五条） 第十二章 罰則（第一百十五条の二～第一百二十三条）
附則	第十一 章 附則 第十二 章 罰則 (第一百 十五条の 三～第一百 二十三 条)	第十一 章 附則 第十二 章 罰則 (第一百 十五条の 二～第一百 二十三 条)	

第十三条～第十三条の三　（略）

第十九条の三　（略）

第六十六条の五　（略）

（面接指導等）

第六十六条の八　事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者（次条第一項に規定する者及び第六十六条の八の四第一項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方針により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならぬ。

2 5　（略）

第六十六条の八の二　事業者は、その労働時間が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超える労働者（労働基準法第三十六条第十一項に規定する業務に従事する者（同法第四十一条各号に掲げる者及び第六十六条の八の四第一項に規定する者を除く。）に限る。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の事業者及び労働者について準用する。この場合において、同条第五項中「作業の転換」とあるのは、「職務内容の変更、有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による有給休暇を除く。）の付与」と読み替えるものとする。

第六十六条の八の三　事業者は、第六十六条の八第一項又は前条第一項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者（次条第一項に規定する者を除く。）の労

第十三条～第十三条の三　（略）

第十九条の三　（略）

第六十六条の五　（略）

（面接指導等）

第六十六条の八　事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方針により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 5　（略）

（新設）

（新設）

労時間の状況を把握しなければならない。

第六十六条の八の四 事業者は、労働基準法第四十一条の二第一項

の規定により労働する労働者であつて、その健康管理時間（同項

第三号に規定する健康管理時間をいう。）が当該労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超えるものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならぬ。

2) 第六十六条の八第二項から第五項までの規定は、前項の事業者及び労働者について準用する。この場合において、同条第五項中の「就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等」とあるのは、「職務内容の変更、有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による有給休暇を除く。）の付与、健康管理時間（第六十六条の四第一項に規定する健康管理時間をいう。）が短縮されるための配慮等」と読み替えるものとする。

第六十六条の九 事業者は、第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項又は前条第一項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第一百一章 雜則

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第一百四条 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならぬ

（新設）

第六十六条の九 事業者は、前条第一項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第一百一章 雜則

（新設）

第一百一章 雜則

ない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 | 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するためには、必要な措置を講じなければならない。

3 | 厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 | 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に必要な指導等を行うことができる。

(健康診断等に関する秘密の保持)

第一百五条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断、第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項の規定による面接指導、第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

(削る)

(厚生労働省令への委任)

第一百五条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十二章 罰則

第一百十五条の三～第一百五十条の五 (略)

第一百十九条 (略)

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の

(健康診断等に関する秘密の保持)

第一百四条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断、第六十六条の八第一項の規定による面接指導、第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

第一百五条 削除

(新設)

第十二章 罰則

第一百十五条の二～第一百十五条の四 (略)

第一百十九条 (略)

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の

罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十五條第一項、第三項若しくは第四項、第十五條の二第一項、第十六條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第二十五條の二第二項（第三十條の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六條、第三十條第一項若しくは第四項、第三十條の二第一項若しくは第四項、第三十二條第一項から第六項まで、第三十三條第三項、第四十條第二項、第四十四條第五項、第四十四條の二第六項、第四十五條第一項若しくは第二項、第五十七條の四第一項、第五十九條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、第六十一條第二項、第六十六條第一項から第三項まで、第六十六條の三、第六十六條の六、第六十六條の八の二第一項、第六十六條の八の四第一項、第八十七條第六項、第八十八條第一項から第四項まで、第一百一條第一項又は第一百三条第一項の規定に違反した者

二〇六（略）

罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十五條第一項、第三項若しくは第四項、第十五條の二第一項、第十六條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第二十五條の二第二項（第三十條の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六條、第三十條第一項若しくは第四項、第三十條の二第一項若しくは第四項、第三十二條第一項から第六項まで、第三十三條第三項、第四十條第二項、第四十四條第五項、第四十四條の二第六項、第四十五條第一項若しくは第二項、第五十七條の四第一項、第五十九條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、第六十一條第二項、第六十六條第一項から第三項まで、第六十六條の三、第六十六條の六、第八十七條第六項、第八十八條第一項から第四項まで、第一百一條第一項又は第一百三条第一項の規定に違反した者

二〇六（略）